

北海道自然保護協会

1971 南喜岳と夕張運峰—芦別岳より—

昭和46年 9月

No. 11

協会活動状況

(特別の記載のないものはすべて植物園において)

●昭和四十六年二月二十二日(月)

午前十一時農務部長植物園に米訪、中斜里のホタレン工場廃液問題について説明あり。当方は理事会の決定に基づき、善処方を要望する。

編集委員会

午前十二時より開催。

出席者—井手、石川、斎藤、辻井、山口。

第九号の編集について協議、第十号の編集についても大体の目安をたてる。第十号は都市、家庭、工場団地、林野関係などの緑化問題の特集とすること。原稿締切十月末日、十二月発行予定。

●二月二十七(土)二十八日(日)

八王子郊外野猿峠大学セミナーハウスにて、第一回全国自然保護団体会議開催され、協会より井手、辻井両名出席。自然保護憲章制定について論議されたが、異論多く結論を見ず、全国をプロットごととにわけその代表者が改めて参集して、全国自然保護団体連合を設立したうえで討議することとなる。

●三月八日(月)

恵庭岳視察

午前十時、オリンピック組織委員会前を出発。協会側より、斎藤(雄)、若林(北大農学部)、井手。

恵庭岳にいたる道路のなだれよけのトンネルなどは仮設物であつてオリンピック終了後、撤去できるようになつてゐるので、それが撤去された後の道路への影響および滑降コースおよび延長コースなどについて視察をおこなつた。

トンネルなどの仮設物は大会終了後撤去されれば、冬期間はもちろん通行不能となるが、それが直ちに夏季における道路利用を不可能にするようなものでないことが、視察の結果明瞭となつた。

オリンピックコースは雪量少なく、不断の手入れをしなくては使用できなくなる。またコースの末端に壁があるため、一般的なスキー場としての使用は難かしい。地熱の高い場所はコース使用のためには新雪を運び入れなくてはならない。コース延長については、シュベイス氏の配慮を要望し、その判断にまづこととする。

オリンピックコースの植林は、原形にもどすには約三十年を必要とする。

以上が視察結果である。

●三月十二日(金)

帯広懇談会

午後一時より帯広営林局会議室にて開催。

協会側出席者—犬飼、井手、伊藤(秀)、斎藤(春)。

参加者は四十数名におよび芳賀畜大教授の司会のもとに開催、十勝支庁長(経済部長代理)あいさつ、井手理事長の協会活動の説明、沢田営林局長あいさつにつき、犬飼副会長の自然保護と産業、

観光開発などについての談話の後、活発な質問議論が展開され、伊藤、斎藤両理事よりも適切な説明があつた。

塩素系の除草剤の散布の是非については、出席の学生数名より厳しい質問があつたが、営林局側は無害であることを説明主張してゐた。今日の談話を機会に帯広地方にも自然保護団体の結成を期待して午後四時閉会。

犬飼副会長は、所用のため途中から帰札、井手、伊藤、斎藤は、十七時二十分帯広発の列車で釧路に向かつた。

●三月十三日(土)

釧路懇談会

午後二時より釧路市庁舎大会議室で開催、四十数名参加。協会側から井手理事長、伊藤、斎藤両理事、辻井幹事出席。

まず教育大田中教授の司会のもとで、上田五郎氏のあいさつ。そのあと井手理事長から協会の活動について説明、そのあと質問応答が活発に行なわれ、釧路地方にも自然保護団体の早急な結成が期待されて、午後五時閉会。そのあと、山口市長室にて、西村釧路支庁長とともに上田、田中、中野(征)、札木諸氏等とともに協会側出席者と湿原の保存と開発問題について種々懇談した。

●三月十八日(木)

第三十七回理事會

午後四時より開催。

議題と報告

一、サロベツ原野の国定公園編入について、開発局開発調整課長の開発計画の説明があつて、四十六年六月頃までに、

全体構想をまとめた要望があった。

二、然別湖畔道路拡張計画について道土木部より説明があり、約十億の予算で今年七月山田温泉側から着工、完成に五六年を要するというものであった。計画案に理事会は賛成した。

三、中斜里のビート工場廃液問題のその後の経過説明、協会としては賛成はできないが、今後とも改善に努力をねがうこととなった。

そのあと、二月二十七、二十八日、八王子野獣峠大学セミナーハウスでの全国自然保護団体会議、三月八日の恵庭岳視察、三月十二、十三日の帯広、釧路での談話会、また十勝岳三段山のスキーのため九〇〇名伐採の件などについて報告、最後に鑑査役 春日氏転勤のため後任補充のことが議せられ、また、辻井幹事を常任理事とし、幹事兼任とすることが提案、諒承された。

●三月十九日(金)

第三回例会

「北海道の森林経営」札幌管林局・倉島功。午後六時より開催。参加者一〇名。

第三回は、北海道経営者協会理事長・向田正勝氏による「北海道の経済的展望」が予定のテーマであったが、向田氏の都合により急遽変更になったが、森林経営の問題点について倉島氏の詳細な説明があり、高橋氏よりも補足説明があつて、終始、和気あいあい裡に質問応答の絶えることがなかった。

●三月二十二日(月)

十勝岳三段山のスキーコースの森林伐採につき、井手、橋本(誠二)視察、道林務部橋本生物保護指導監同行。

国設スキー場計画に基づき合法的に伐採されたもの由であるが、道公園係、支庁林政課も知らなかった。視察側としては、この伐採によつて滑りやすくなつたとしても、十勝岳三段山特有の林間滑降の面白味をまったく失つたことは残念である。スキー場は、いずれもが同一のタイプになることよりも、それぞれの持味を生かしたスキー場とすべきことを希望する。

●四月十七日(土)

旭川懇談会

午後一時より旭川市東邦生命ビルにて開催。参加者約四〇名。協会側出席者一井手、石川、奥村、辻井。

雁田公園課長の司会のもとに、井手理事長より協会活動の説明、ついで五十嵐市長のあいさつ、そのあと熱心な討論があり、石川、奥村、辻井各氏よりそれぞれ適切な説明があつて、午後四時すぎ散会。旭川地区にも自然保護団体結成の気運が醸成された。

●五月二十一日(金)

常任理事会

午後四時半より開催。出席者一金光、齋藤(春)、井手、辻井。五月二十四日の総会をひかえて、種々報告議事その他について細かい打ち合わせが行なわれ、午後六時散会。

第四回例会

「山草の話」原秀雄。

午後六時より。出席者一二十二名。美しいスライドが上映され、楽しい歓談に終始した。一同近い機会に、ぜひ実地見学の希望と期待をもつて散会。

●五月二十四日(日)

第七回総会

午後五時半より、拓銀本店会議室にて開催。出席者一荒磯、小沢、島倉、小寺(代)、毛利(代)、伊藤(秀)、坂本、田中、八木、金光、齋藤(春)、折崎(北炭)、橋本、大場、佐々木(承)、犬飼、小田(代)、吉田(尚)、井上、高桑、東条、内田、春日(代)、平野、山口、寿原(代)、木下(代)、奥村、寺崎、北川、尾坪、中川(代)、岩崎、竹越、鴨志田、高畑、石川(後)、青柳、井手、辻井、以上三九名。ほかに取材に各新聞社より数名。

議長に東条会長を選出の後、(一)四十五年度事業報告、(二)四十五年度決算報告、(三)四十六年度事業計画、(四)四十七年度予算報告、いずれも異議なく可決(役員改選は議長発言で全員留任、なお大塚氏を理事に辻井氏を常任理事(幹事兼任)、監事として春日氏の後任に大島氏、折崎氏を決定、名誉会長としては堂垣内知事の意向を会長よりうかがうこととして、最後に会則変更として支部設置の項をいれて閉会。

直ちに懇談会にうつつて、今後の会の運営などについて種々意見あり、もっと身近かな運動をするようにという要望もあり、その他、釧路湿原問題、河川の汚化、緑化と美化への努力、市民との連携を深めるため、各市民団体との交流な

どの要望があった。なお、北海道の開発の進行につれて、保護を緊急に必要とする区域の表作り、および現状調査をすることとし、そのため必要なプランおよび予算編成を行なうことが承認された。

●五月三十一日(月)

全国自然保護連合会北海道準備会

午後四時半より開催。層雲峡観光協会、札幌周辺緑化懇話会、北大自然保護研究会、小樽生物保護研究会、北海道自然保護協会などの団体より一〇名参加。

自然保護憲草案について意見の開陳あり、第八項の権威ある国家機関という言葉は、民主的な構成による全国的総合機関という内容のものとすべし、という点で意見が一致した。

なお、全国自然保護団体連合発足の打合わせには、井手、辻井が北海道代表として出席することに決定。

●六月十二日(土)～十三日(日)

全国自然保護団体連合発会のための代表者会議が、神奈川県丹沢ホームで十二日午後六時より開かれ、規約の審議が行なわれた。翌十三日午前九時より再開、規約決定の後、代表理事を決定。理事会において理事長に丹沢の自然を守る会の中村理事長を決定。午前十時より総会を開催。それぞれの意見の開陳があつて午前十二時半頃閉会。昼食後散会。

●六月十六日(木)

井手理事長、東京よりの帰途函館により、市立函館博物館友の会、宗像自然保護研究部長その他と函館山周遊道路および北海道自然保護協会函館支部設立の件

で懇談。

●六月二十三日(水)

講演「宇部市の緑化運動について」上田芳江。札幌市緑化懇談会と共催で、午前十時より開催。宇部市の緑化運動とその実績について、実行の先頭に立った氏の二時間近い談話で、一同、感銘深く拝聴した。

●六月二十九日(火)

「重要な自然」の調査と保存計画について。午後三時より開催。

出席者一井手、久万田、斎藤(雄)、阿部、森、向後(道公害研)、高橋(北海道開発局)、酒出(道教委社会教育課)、石川、斎藤(北大医学部)、辻井

重要保護地区の表作り、および現状調査の計画案および計画予算案作成に関する説明会が、午後三時より五時半まで行なわれ、七月一杯に案を作成して提出することとなった。

●七月九日(金)

北海道自然保護協会釧路支部総会 午後六時より釧路市博物館講堂にて。

五月下旬開催された道自然保護協会の本年度総会の席上、規約の一部改定が採決され、今後、各地に支部の設置が可能となった。従来多数の会員を擁し、すでに準支部のごとき機能を有する苫小牧、さらに活発な動きを見せはじめた旭川、帯広に先がけて釧路市内在住の会員(三〇名)の出席を得て、道内初の釧路支部が六月八日発足をみた。

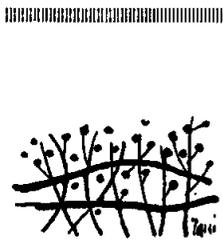
支部長は上田五郎氏、副会長は土屋祝郎、荒磯敏仰氏、幹事は田中端穂、橋

本正雄、札幌一朗の各氏に決定。会員数は約四〇名で増加中。支部の範囲は釧路市をふくむ釧路支庁管内。他地区から

の入会も可。七月上旬には第一回総会の予定、会費は本部会費のほか支部会費として年額五百円の予定。

●七月十日(土)

十勝自然保護協会設立総会 帯広市民会館において午後一時より。北海道自然保護協会より、井手理事長お



小清水耕地防風林の保護問題について

本協会HNCS七〇号をもって北見管林局に要望した小清水耕地防風林のとり扱いについて、北見管林局では、(1)海岸線から二kmまでの樹林については手を加えない。(2)その地の樹林については枯損木の処理以外は伐採をさけ、補植については、針・広混交林に仕立てるように考える。という方針を立てた旨、連絡があった。

昭和四十六年一月二十一日

旭川管林局長 大塚武行殿

陳情書、要望書

意見書、回答文書

よび辻井理事出席。午後一時より、芳賀審大教授の司会により開会。規約審議決定の後、会長に土屋氏、副会長に西畜大教授、西島畜大教授、理事長芳賀教授、そのほか理事、幹事、監事などを決定。設立総会終了後、午後三時半より、「ヨーロッパの自然保護」と題して、井手理事長のスライドによる講演、午後五時終了。

北海道自然保護協会

理事長 井手 貢 夫

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

さて、最近十勝岳三段山において森林を伐採し、大規模国際スキー場を作る計画があるやに聞知いたしました。このことについて、実際にそうした計画があるのか、またもうすでに工事が開始されているのかなど、お知らせいただければ幸いです。ご多忙中とは存じますが、何卒よろしくお願いいたします。

自然保護行政の強化について

昭和四十六年一月二十二日 HNCS 第七七号

総理府総務長官 山中貞則殿 日本自然保護協会長 川北植一殿

北海道自然保護協会 会長 東 条 猛 猪

近時、国民生活上、公害問題が重視されるようになったことを一つの契機として、環境庁の設置が実現したことは、これらの問題について一つの前進であると考えられます。

環境庁にはいわゆる公害対策の部門がおかれるように聞知しますが、公害の諸問題には基本的には自然保護が考えられなければなりません。環境の保全からさらに一歩を進めて、よい生活環境の形成のために、公害と自然保護行政とは一元化して行なわれるべきであると考えられます。

したがって、環境庁の組織編成に当たっては、この点を十分に勘案されるよう要望いたします。

函館山観光道路の延長工事について

昭和四十六年一月二十五日 HNCS 第七八号

北海道知事 町村金五殿 函館市長 矢野 康殿

北海道自然保護協会 会長 東 条 猛 猪

函館山からの眺望がきわめてすぐれた

ものであり、観光上有数の場所であることはよく知られております。その一方、本山は要塞地帯として明治以来よく保存され、植物(エンレイソウ属、暖地性植物)、昆虫(ハナバチ、ウスバシロチョウ)、野鳥、その他の生息地として貴重なところでもあります。

山頂への車道ならびにロープウェイの設置にともなう、観光利用にはきわめて便利になりましたが、反面、自然への影響が大きく、若干種はすでに失われるに至りました。本山程度の規模では大きく人工が加えられることは、自然にとつてきわめて危険であると考えられます。

本件については、函館市民からも保存について各種の要望も寄せられております。したがって、道路等の設定は自然の保護に重点をおいて行なわれるべきであり、とくに以下の諸点に注意が払われるよう希望するものであります。

- 1 土砂、岩石の崩落による植生の破壊を防止すること。
- 2 旧道などが閉鎖されるときは、自然復元に積極的努力を払うこと。
- 3 函館山における重要な生物(エンレイソウ属植物、昆虫、野鳥など)の生息地に、影響をおよぼさないこと。
- 4 道路法面の被覆に、不用意に外来種を含む植生盤などを使用しないこと。(本山では、自生のササ類などを利用することも考えられるであらう。)
- 5 歩道が車道によって分断されない

ように配慮すること。交差が止むを得ないときは、できるだけ立体交差として、十分かつ安全に、自然探勝ができるようにすること。

大浜海岸の砂採取について(回答)

昭和四十六年一月二十九日
HNCS 第七九号
北海道財務局

管財部長 星野健二殿

北海道自然保護協会

会長 東 条 猛 猪

昭和四十六年一月十三日付簡普三五三号によつてご照会のありました、標記の件につきお答え申し上げます。

標記の位置の自然状態は、すでにやや攪乱されていますが、国土の保全にも海浜公園としての利用上にも、現在以上の自然の荒廃は極力さけるべきであろうと考えられます。

したがって、本地域の砂採取については、後背森林への影響、同地域の海浜公園としての機能への影響を十分に考慮されることを希望するものであります。

十勝岳に大規模国民スキー場設置計画について

昭和四十六年二月二日
四六旭管第七九号
北海道自然保護協会

理事長 井手貴夫殿

旭川営林局長 大塚武行

昭和四十六年一月二十一日付照会のありましたこのことについては、新聞紙上により北海道で計画している、大規模国民スキー場の候補地になつてゐることは承知していますが、現在のところ関係官公署、民間などの計画(案)は一切承知していません。したがつてスキーリフトの設置、立木の伐採などは現地において行なわれておりませんが、この旨御回報申し上げます。

ふたたびサロベツ原野の自然保護問題について

昭和四十六年二月十五日
HNCS 第八〇号

厚生 大 臣 内田常雄

林 野 庁 長 官 松本守雄

北海道開発局長 町田利武

北海道財務局長 上月重雄

北海道 知 事 町村金五

旭川営林局長 大塚武行

国立公園審議会長 足立 正

国立公園協会長 佐藤尚武

日本自然保護協会長 川北禎一

開 発 庁 長 官 西田信一 各宛

サロベツ原野の自然保護問題について本協会は先きに要望書を提出して各方面にその必要性を訴えました。(昭和四十二年七月二十八日付HNCS第一二号)また、日本生態学会北海道地区会はその学術的重要性について、日本自然保護協

会は大きな自然景観としての本原野の保護が必要であるとして、それぞれに要望書を提出しています。

近來、ことに生活に自然をとりもどそうとする要求が高まっており、再び生産のできない大きな空間の重要性は、今日きわめて大きなものと考えられます。

こうした観点から、サロベツ原野の一部を保存して、利尻礼文国定公園に加え十分な管理の下に広く自然を求める人々に提供することが望ましいと考えるものであります。

また、同海岸の稚咲内砂丘林の一部はすぐれた景観と学術的価値からすでに礼園定公園に含まれていますが、さらにその南半も、これに加えて保護されるべきであろうと考えられます。

記

一、景観にすぐれ、公園地域に含められるべき地域。(図①)

二、学術上とくに重要な地域
上サロベツ原野 丸山南側

北海道開発局―北海道未開発泥炭地調査報告(一九六三)、附図―サロベツ泥炭地土性および試錐地点図において、調査点一一五、一二二、一五九、一六八、一七六、一七二の各点を結んだ線で囲まれる範囲。(計五、二八km²、図②)

十勝岳三段山の国立公園特別地域内の保安林解除と伐採について

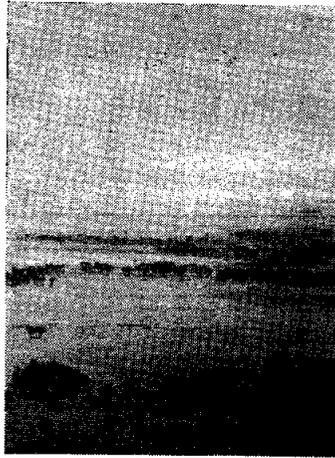
釧路支部の発足にあたって

札 木 照 一 朗

人類の歴史にかつて見られなかつた爆発的な人口増加の時代を迎え、この限られた陸地と海洋との利用についての考え方を、改めて検討すべきときである。自然保護は全世界的な広がりを持つて、われわれ人類の資産の保護の一つとして考えられるべきである。

たとえば、英国における三百年の自然保護運動とはくらぶべくもないことではあるが、自然保護という語の持つ意味が、留まるところを知らずに工業化され過ぎつづけている日本の多くの国民が、この語によつて感じるものにあまり大きな差がないものになることを待つこと切なるものがある。自然保護に限らず、およそ一般的にある事物に心を寄せる人間にとつて、それによつての思考、行動の要素としての、多量な知識は不可欠なものである。

じゅうぶんな裏付けのある知識は本来のもつとも基本的な情緒への一里



望 原 の 湿 路 釧

望原の湿路は、当地方の住民のみならず、広く国民の心すべき一大関心事である。

塚であろう。すぐれた美術作品、それがいかにデフォルメされているものであつても、その芸術の成立に欠くべからざるもの一つにどんな方法によるにせよ、よく学ばれた美術解剖学があることは何びとも否定はできない。

生物学の分野において、採集された動植物について、個体としての体制やある程度の機能に関する業績の充実とともに、各種間の相対的関連の、それら本来の在るべき環境における研究が数多く見られるようになって来たのはまことに慶ばしいことである。われわれ各人が分に應じて、智識を得、観察をなし、直ちにではないが、確実にそこから人々が安心立命を得べき自然の保護が可能になるものと、信じるものである。

各産業別に考えた場合、その中の幾何かのものについては、その周辺地域に代替地が求められよう。湿原の天然記念物としての指定区域を拡げるまでではなくとも、一応、俗物化の恐れは多少あつても、尾瀬の例などを参考にして厚生省内でいわれている国定公園の指定は、標茶町が多年にわたつてつづけて来た塘路湖周辺への配慮と結びつけて、一考を要することであろう。

わが国の多くの都市が耕された田畠に囲まれて存在するのにくらべ、われわれの釧路市はほとんど太古の姿を留めている湿原と海とに挟まれ、さらにその中央に近く大きな春採湖を抱え、それと釧路支庁管内はすべて釧路支部に包括され、その地理学的、生物学的に興味深い特殊性は、われわれがさらに深く関知すべき問題を莫大にふくんでいる。

今後、道内各地で発足をみる本協会の各支部と改めて興味ある諸問題を提携し合い、ともに考え、ともに論じ、ともに人類の平和に貢献するよろこびを希念してやまないものである。

(釧路支部幹事)

昭和四十六年四月五日
HNCS 第八一号

林野庁長官
厚生省国立公園部長
北海道知事
旭川営林局長 各宛
北海道自然保護協会

会長 東条 猛 猪

十勝岳三段山山腹は、アカエゾマツを主とした針広混交林で、十勝岳泥流地帯に對してうっそうとした特色ある森林美を形成しているところでありましたが、昭和四十五年十二月、三段山七合目付近より白銀荘に至る間の約一、四〇〇本の立木(約九〇〇㎡)が伐採されました。

上記地区は昭和三十五年に毎五年の地域施設計画により、すでに開設スキー場として計画立案されていたものの由にて昭和四十四年度再調査、保安林解除の申請公示後解除され伐採されたもので、公的な手続きにおいては一応問題はないとのことであります。

ただこの伐採およびスキー場計画について、地元上川支庁はもとより、道庁林務部林政課公園係も全く関知せず、同地区の公園計画にもスキー場計画はないのであります。

いずれにしても、国立公園内の特別地域の保安林解除と伐採とが、国立公園関係者との事前の十分な協議なしに行なわれたこと、また今後も行なわれうる可能性のあるということは、今日、自然保護の重要性のようやく一般に認識せられつつあるうすせいはなはだ逆行するもの

というべきでありまして、このような行政のあり方について、今後、十分に考慮改善せられるよう、特に要望いたす所でありあります。

ことに同地の森林伐採のあり方については、スキー関係者の間にも強い異論のあることでありまして、せつかく十勝三段のスロープの持つ林間滑走の妙味と自然景観の特色とが著しく阻害され、同地区のスキー場としての特異性をはなはだしく傷つけるものがある、との考え方もあることをご考慮いただきたく、今後、国設スキー場としての設備運営については、事前の十分な関係機関の協議をお願いいたします。

十勝岳三段山の国立公園特別地域内の保安林解除と伐採について

昭和四十六年四月十三日

四六旭計第一一七号

北海道自然保護協会会長殿

旭川営林局長

昭和四十六年四月五日要望ありました当該スキー場は、急斜面の多いツアコースであったため、主として上級者に利用されておりました。しかし、最近のスキー人口の飛躍的増加傾向にかんがみて、地元町、ならびに一般利用者などからコース整備を強く要望されたため、今回、旧コース上の障害と思われる危険木を風

致景観等も充分考慮しながら、伐採したものであります。

なお、今後は当該地を全く伐採する考えはもっておりませんので申添えます。

ホクレン中斜里製糖工場、同でん粉工場の廃液処理問題について

昭和四十六年五月十八日

北海道自然保護協会事務局殿

北海道農務部特産課長

去る二月二十二日、この問題につきまして貴会事務局に対し、当方農務部長が説明申しあげました内容を別紙のとおり提出いたします。

一、廃液処理法について

ホクレン中斜里製糖工場、同でん粉工場の廃液処理問題については、現地においては斜里川水系公害防止対策協議会が中心となって検討するとともに、道においても関係部課がたび重なる協議をすすめ、また大学、試験研究機関など専門家による調査などを実施して慎重に検討の結果、次のような方針と対応措置を行なうこととして、その解決をはかることとした。

(1) 工場敷地内において可能な限りの努力をはらって廃液浄化を行なうこと。

このため、てん菜については現在、最良といわれる活性汚泥法をとり入れるとともに、薬注処理も併用し沈澱処理を行ない、浮遊物の除去をはかり、さらに前

処理を効果的なものにするため、スタリントリートを設置してテールなどの除去を行なうこととした。

また、馬鈴しょについては沈澱処理、噴射曝気処理を行なうとともに、悪臭および目づまりの元凶である蛋白について三年以内に蛋白回収装置を設置し、再生活用することとした。

(2) 斜里川の水質保全を旨として、許容される範囲で放流すること。

国が定めているさけ、ます河川の環境基準は、BOD3 PPM以下となっており、この範囲内でさきの処理した廃液を放流する。この結果、工場から出る廃液約一、〇〇〇万トンのうち、四〇〇万トンが放流可能となった。

(3) 以上の方法により、なお処理不能のもの六〇〇万トンについては、止むを得ず海岸砂丘地において浸透処理を行なう。

二、浸透処理について

(1) 浸透処理地の選定について

浸透処理を行なう場所について、道は北見営林局に協議し、その適地と思われる五地区について、所要の調査を行ない比較検討を行なった。この結果、地形、地質、浸透能力および事業費などの面から、美咲地区のみがもっとも適しているとの結論に達し、その活用方を要請している。

(2) 自然保護などの問題

美咲地区の活用に関しては、ア、潮害防備林であること。イ、海岸砂丘地におけるカシワ、ナラ

の美林があること。ウ、国定公園第二種特別地域内であること。

エ、遺跡等埋蔵文化財があること。

など種々問題があり、道としても慎重に検討の結果、次のような対応措置を講ずるとともに、なお、美咲地区に近接した部分も含めて現地形の測量を行ない、正確な地形図をもとに、上記事項に留意し浸透地を計画した。

(対応措置)

ア、自然保護の観点から浸透地面積について、可能な限り縮小することとし、樹木の伐採は利用する凹地の部分のみとし、周囲の樹林を残し、植生の影響を少なくする。

イ、国定公園地域であるので、外観上目だたないようにならなければならないことあり、この点、凹地を利用することにより、一部築堤を行なう部分を除いて望見できないようにした。なお築堤部分には、緑化工を行なう計画である。

ウ、保安林であるので、保安機能をできるだけ保持するため、浸透池は林帯の中央線より内陸側となるようにするとともに、幅も林帯幅の二分の一以下となるよう設定した。またあわせて、国鉄への影響を与えぬよう配慮した。

エ、保安機能を保全するため、必要な代替施設の設置によって補完することとし、専門家によりその調査を行なうこととしている。

昭和45年度協会会計収支決算 ならびに昭和46年度収支予算 北海道自然保護協会			
昭和45年度収支決算 (自昭和45年4月1日 至昭和46年3月31日)			
収入の部		支出の部	
法人会費	920,000	会議費	47,156
個人会費	308,000	旅費	185,260
雑収入	24,800	会誌発行費	863,000
預金利子	10,821	通信費	76,326
前期繰越金	482,333	交通費	58,120
		諸会費	10,000
		事務費	225,078
		図書資料費	6,978
		雑費	15,915
		次期繰越金	258,121
計	1,745,954	計	1,745,954
昭和46年度収支予算 (自昭和46年4月1日 至昭和47年3月31日)			
収入の部		支出の部	
法人会費	1,000,000	会議費	40,000
個人会費	400,000	旅費	150,000
雑収入	50,000	会誌発行費	1,000,000
前期繰越金	258,121	通信費	80,000
		交通費	50,000
		諸会費	15,000
		事務費	300,000
		図書資料費	15,000
		雑費	20,000
		予備費	38,121
計	1,708,121	計	1,708,121

オ、背後にある農地への影響をさけるため、陸側保安林の境界付近に排水側溝を設けることとした。
カ、美咲地区には、先住民の住居遺跡などが所在しており、またモンゴリナラなどの樹木も多いことから、できるだけこれをさけるため西側寄りに浸透池を計画した。なお、それでも遺跡は若干所在するので、これについては工事前に発掘し、資料の保存をはかることとする。
キ、浸透池を設けることにより、地下水の上昇、また飛砂などが貸付区域外の立木、植生などに具体的にどのような影響をおよぼすかについては現段階では明らかでないが、その浸

透池の利用が主として立木等の生育休止期間である冬期間となるので、周辺立木などに対する影響は少ないと考えられる。しかし今後、周到な観察を行ない、問題の発生を未然に防止するよう適宜対策を講ずる考えで、万一、国有林立木の枯損などの事態が生じた場合、その時点で対処の方法について営林局と協議し、必要な措置をとることとしている。
ク、浸透池の臭いの問題については、その発生は夏期に液温が上昇して、廃液中の蛋白が分解することによるものであるので、廃液を冬期間に地下に浸透終了するように浸透池を設定した。

なお、悪臭の主たる原因をなし、また、浸透池の目づまりをおこすでん粉廃液中の蛋白については、工場敷地内にその回収装置を設置する計画である。
ケ、浸透池の海水への影響については斜網でん粉工業(株)の浸透池に関する調査を行なったが、その影響は認められていないのでその心配はないものと推測しているが、本施設は規模が大きいので、今後、十分調査を行なう。
コ、浸透池の借受けは斜里町とし、運営管理については、町、道、ホタルン、農協、漁協、さらに農林水産の各試験研究機関を網らした運営委員

会を設置し、適切な運営管理と調査研究をすすめる。

斜里町美咲地区防潮保安林の利用について注意すべき事項

- 一、従前の要望事項(本協会要望書HNCS第七五号、七六号、本協会会報第一〇号に所載)については、協会としてまったく変更の考えはないこと。
- 二、工場廃液沈澱池として同林地が利用される場合には、とくに以下の諸点が考慮されること。
 - ア、伐採は最少限にとどめること。
 - イ、沈澱池以外の付帯施設建設による森林の破壊が行なわれないように注意すること。
 - ウ、沈澱池の管理・運営については十分な監視と、信頼し得る管理体制が組まなければならないこと。
 - エ、防潮保安林の機能低下を防ぐ努力がなされること。
- オ、沈澱池の拡大は絶対に行なわないこと。
- カ、早急に最良の廃液処理方法の開発、採用を計ること。
- キ、今後、処理方法が改善され、沈澱池が一部、あるいは全部不要となった場合には、使用した林地の森林復元を計る努力がなされること。

サロベツ原野の保護問題について

H N C S 第八二号

昭和四十六年五月二十九日

北海道開発局開発調整課長殿

北海道自然保護協会

標記の件について、北海道自然保護協

会は先に本協会公文書（H N C S 第一二

号および第八〇号）をもって、その保護

を各方面に要望しました。この件につい

て北海道開発局開発調整課から、同原野

の開発利用計画と一部原野の保護計画な

どについての説明を得る機会があり、本

協会としてさらに検討を行ない、以下の

結論に達しました。

一、サロベツ原野は、先に本協会として

要望したように（国立もしくは国定な

どの）自然公園として活用されること

が望ましいこと。

二、自然公園の設定と、農業開発との調

整は可能と考えられること。

三、限定された地域の自然保護方針につ

いては、日本生態学会北海道地区会の

意見が尊重されるべきこと。

北海道利尻、礼文国定公園の

国立公園昇格方について

陳情書

利尻、礼文国定公園を一部地域拡大し

国立公園として昇格指定下さるよう、特

段の御高配を賜わりたく陳情申し上げます。

昭和四十六年七月一日

北海道自然保護協会会長殿

北海道宗谷地域総合開発期成会長

北海道宗谷支庁長

宗谷観光連絡協議会長

稚内市長

稚内市議会議長

浜森 辰雄

細田 豊

北海道宗谷支庁長

宗谷観光連絡協議会長

稚内市長

稚内市議会議長

宗谷町村会長

礼文町長

利尻町長

東利尻町長

宗谷町村議長会長

稚内商工会議所会頭

北海道商工会連合会宗谷支部長

石田 孝

瀬戸 常蔵

山田 松一

牧野 三広

小田桐清美

向瀬貫三郎

佐藤 健二

吉田 憲二

浜森 辰雄

浜森 辰雄

宗谷町村議長

礼文町長

利尻町長

東利尻町長

宗谷町村議長

稚内商工会議所会頭

北海道商工会連合会宗谷支部長

石田 孝

瀬戸 常蔵

山田 松一

牧野 三広

小田桐清美

群島の発達には本邦としてもまことに珍し

く、かつ、西海岸の奇岩、岩礁、断崖な

ども独特の景観を有し、旅する人をして

北国情緒を喚起せしめているところであ

ります。また今回、国定公園区域を拡大

し、その一部を包がんせんとするサロベ

ツ原野は一望千里、果しなく一帯が高山

植物群落に覆われ、原生花園となつてお

り、その雄大な平原は国内にはその比を

見ない価値あるものと信じております。

そのためこの地、利尻、礼文、またサ

ロベツ原野を訪れる観光客は、年を追っ

て増加の一途をたどっております。一方

開発の面でも、北海道開発の進展に伴っ

て諸般の施設の整備、充実が図られてま

いておりますが、わけても重要港湾稚内

港中央埠頭の実現、更には国道四〇号線

の舗装、二三八号線の整備により稚内、

網走を結ぶ観光ルートの設定を見、また

北オホーツク地帯の道立自然公園の指定

とも相俟つて、観光産業の伸張は地域経

済に多大な貢献をしつつありますが、こ

の国定公園が国立公園に昇格されること

によって、本地域の総合開発が著しく促

進されるとともに、経済効果の増大が期

待されますだけに、この昇格は地域住民

総意の切なる熱望でありますので、事情

御察察下され、特段の御高配を賜わりた

く陳情申し上げます。

昭和四十六年九月十日発行

札幌市北二条西八丁目

北海道大学植物園内

発行所 北海道自然保護協会

電話(三三)〇〇六六番

発行人 井 手 貴 夫

函館で南・北海道自然保護協会の発足を

見た。そのきっかけとなったのは、函館

山の観光道路延長工事である。

この道路については、本会報三ページ

記載の要望が提出されたのであるが、そ

の後、地元の人びとよりこの道路に代わ

る道路の建設計画の可能性が提出され

きたため、この道路建設の変更方(次号

の会報に載録)を申し入れるにいたり、

地元においても急いで自然保護協会が設

立されるにいたつたのである。

中斜里の防潮林内の廃液処理について

は、本協会としては到底承認し得ないの

であるが、実際問題としては、現時点で

は他に適切な方法がないためやむを得な

いとする空気もあった。ただ、協会の建

前としては承認することはできないこと

であったが、この原則と実状との平行線

が、現実には行なわれることになった。

これは協会の権限を越えることである

し、やむを得ないことではあったが、決

してよい処理とは思えない。それについ

ては、次回に報告したいと思う。

(井手)

昭和四十六年九月十日発行

札幌市北二条西八丁目

北海道大学植物園内

発行所 北海道自然保護協会

電話(三三)〇〇六六番

発行人 井 手 貴 夫

印刷 札幌印刷株式会社

釧路、帯広について、去る八月六日に

編集 前後

8